

## 第4章 具体的な目標と実施施策

### 計画の柱 A 2050年カーボンニュートラルの実現

省エネルギーの取組みを進めるとともに、太陽光発電や小水力発電、バイオマス<sup>(1)</sup>など地域の資源を活用した再生可能エネルギーの利用を拡大し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。

#### 計画の目標 1. 地球温暖化の防止



省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利用拡大を図り、地球温暖化防止に努めます。

#### ◆ 具体的な目標（数値目標等）

★ まちづくりプランの施策の成果指標

- 本町の二酸化炭素排出量の削減 ★  
83.2 千 t-CO<sub>2</sub>/年（H25 年度実績） → 46.4 千 t-CO<sub>2</sub>/年（R11 年度）
- 役場庁舎等の二酸化炭素排出量の削減  
3.6 千 t-CO<sub>2</sub>/年（H25 年度実績） → 2.2 千 t-CO<sub>2</sub>/年（R11 年度）



<sup>(1)</sup> バイオマスは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」のことです。バイオマスの種類には、1. 廃棄物系バイオマス（廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥等）、2. 未利用バイオマス（切捨て間伐材、稲わら、麦わら、もみ殻等）、3. 資源作物[エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物]（さとうきび、トウモロコシ等）があります。

◆ 具体的な取組み内容

町主体の手だて	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地球温暖化防止実行計画<sup>(1)</sup>（事務事業編・区域施策編）に基づき、取組みます</li> <li>■ 地球温暖化防止の取組み等に関する情報を提供します</li> <li>■ 町民や事業者を対象として地球温暖化防止対策に関する講習会、勉強会等を開催します</li> </ul>	環境水道課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町有林の適正な森林管理を行い、二酸化炭素の樹木内貯留等の取組みを進めます</li> </ul>	産業課
町民主体の手だて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家庭エコ診断制度<sup>(2)</sup>等を利用して家庭のエネルギー消費量や温室効果ガス<sup>(3)</sup>排出量を把握し、削減に向け取組みます</li> <li>■ 地球温暖化防止対策に関する講習会、勉強会等に積極的に参加します</li> </ul>	
事業者主体の手だて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業所における温室効果ガス排出量を把握し、削減の取組みを推進します</li> <li>■ 温室効果ガス削減の技術や事業所での取組みを積極的に発信します</li> <li>■ 生産工程や輸送工程等の見直しを行い、資源やエネルギー使用量の削減等を進めます</li> <li>■ 代替フロン使用機器や非フロン機器の導入を進めるとともに、フロン回収に努めます</li> <li>■ 最新技術の動向等の情報を収集し、業務内容に見合った効果的な地球温暖化防止に取組みます</li> </ul>	



- <sup>(1)</sup> 地球温暖化防止実行計画は、地球温暖化防止対策の推進に関する法律により規定されている計画で、「事務事業編」は地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画を策定し、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるよう求めたもので、すべての地方公共団体において策定義務があります。「区域施策編」は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策についての計画を策定するものです。都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定義務があり、都市計画や農業振興地域整備計画等は、本計画との連携に配慮することとされています。その他の地方公共団体については、策定の努力義務となっています。
- <sup>(2)</sup> 家庭エコ診断制度は、地球温暖化や省エネ家電などに関する知識を持った診断士が、各家庭の実情に合わせた実行性の高い省エネ提案やアドバイスを行う環境省の制度です。エコ診断ソフトを用いた「うちエコ診断」と、独自の家庭向けエコ診断ソフトを用いた「独自の家庭向けエコ診断」の2つがあります。
- <sup>(3)</sup> 温室効果ガスとは地表から放出された赤外線の一部を遮る気体の総称で、二酸化炭素の他、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素などがあります。

## 計画の目標 2. 省エネルギーの推進



日常生活や事業活動での省エネルギーを推進するとともに、積極的に建物や設備の省エネルギー化を推進します。

### ◆ 具体的な目標（数値目標等）

- 環境にやさしい生活を心がけたり実践したりしている町民の割合（アンケート）  
78.6%（R02年度）→85%（R11年度）

### ◆ 具体的な取組み内容

町主体の手だて	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公用車を電気自動車等のエコカー<sup>(1)</sup>に転換します</li> <li>■ 公共施設にプラグインハイブリッド車、電気自動車の充電設備の設置を進めます</li> <li>■ 公共交通機関の利用を促し、マイカー利用の減少を促進します</li> <li>■ 家庭や公共施設・学校において“緑のカーテン”の普及を進めます</li> <li>■ 省エネ・創エネ機器を設置したりする住宅等に関する情報を提供し、ゼロエネルギーハウス ZEH<sup>(2)</sup>を普及します</li> <li>■ 町民や事業者を対象として省エネルギーに関する講習会、勉強会等を開催します</li> <li>■ 家庭・事業所において雨水利用を進めるため、情報提供等を行います</li> <li>■ 省エネ機器の情報提供や省エネ活動を支援します</li> </ul>	環境水道課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共施設の省エネルギーを推進するとともに、改修の際はゼロエネルギービル ZEB<sup>(3)</sup>を検討します</li> </ul>	総務課
町民主体の手だて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ エコカーに転換するとともに、プラグインハイブリッド車、電気自動車の自宅への充電設備の設置を進めます</li> <li>■ アイドリングストップ等のエコドライブを心がけます</li> <li>■ 公共交通機関や自転車を活用し、ガソリン等の化石燃料を減らすよう努めます</li> </ul>	



(1) 本計画ではエコカーは、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車といった環境に配慮した自動車を指します。

(2) ZEH（ゼッチ）とは、「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称で、省エネや太陽光発電等による創エネ、断熱構造により空調・給湯・照明・換気等のエネルギーをおおむねゼロ以下にする住宅のことで。

(3) ZEB（ゼブ）とは、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」です（経済産業省資源エネルギー庁「ZEB ロードマップ検討委員会とりまとめ」（平成 27 年 12 月））。





## 町民主体の手だて

- 太陽光発電・太陽熱給湯設備や薪・ペレットストーブ等の導入を進めます
- 再生可能エネルギーで発電した電力を買電して利用することを検討します

## 事業者主体の手だて

- 太陽光発電・太陽熱給湯設備や薪・ペレットストーブ等の導入を進めます
- ソーラーパネルの設置は環境や景観への影響を配慮して設置します
- 事業活動等で発生した廃棄物等を活用する発電・給湯等の設備の導入を進めます
- 未利用材や端材<sup>(1)</sup>、もみ殻、果樹剪定枝等の未利用バイオマスを活用する仕組みを検討します
- 河川・農業用水路等を活用した小水力発電を検討します
- 再生可能エネルギーで発電した電力を買電して利用することを検討します



高森中学校（屋根）の太陽光パネル



信州たかもり温泉の地域産木質チップ  
を使った給湯用バイオマスボイラー



家庭の薪ストーブ



<sup>(1)</sup> 未利用材とは、間伐等により伐採されたものの搬出されずに未利用のままの山地に残された伐採木や、搬出されたものの製品として使用されなかった伐採木のことをいいます。端材とは、木材の製品加工の際に発生する製品以外の未利用部分をいいます。

## 計画の柱 B 自然環境の保全と生物多様性の確保

森林や農地などの自然環境を健全な状態で保全・活用するとともに、高森町特有の生態系や景観を形成する生物多様性の確保に努めます。



### 計画の目標 1. 森林の保全・活用

高森町の財産である里山をはじめとする森林の環境保全機能を健全な状態に維持し、有効に活用します。

#### ◆ 具体的な目標（数値目標等）

★ まちづくりプランの施策の成果指標

- 高森町森林経営計画（主に中央自動車道より上段域）に基づく  
整備済累積面積割合 ★ 14.0%（R02年度実績）→ 23.2%（R11年度）
- 段丘林整備面積の累計割合 ★ 3.0%（R02年度実績）→ 13.5%（R11年度）

#### ◆ 具体的な取り組み内容

町主体の手だて	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林整備計画等に基づき、森林や段丘林の整備を進めます</li> <li>■ 竹林整備や維持管理の意識を高め、継続的に実施する仕組みをつくりま</li> <li>す</li> <li>■ 竹の利活用に向けて先進的な事例研究を進め、民間企業等による産業化を目指します</li> <li>■ 新たな森林経営管理制度に基づき、環境譲与税を活用した整備を進めます</li> <li>■ 森林整備と森林資源の活用のために、担い手の掘り起こしと育成、企業の参入を進めます</li> <li>■ 保安林改良事業の実施や保安林の指定を推進します</li> <li>■ 区と連携して、里山整備事業を積極的に行います</li> </ul>	産業課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 太陽光発電設備の設置予定者に対し「太陽光発電施設の適正導入の手引き」に沿って森林の環境に影響を及ぼさないように指導します</li> </ul>	建設課

## 町民主体の手だて

- 山林所有者は自身の山林の状況を把握し管理します。自己管理が困難な山林は、委託や補助事業を活用して管理します
- 区山等の山作業に積極的に参加し、森林の保全に努めます
- 町の主催する森林活動、森林学習に参加します

## 事業者主体の手だて

- 事業所建設や宅地開発等を行う場合は、虫食いのない開発とならないよう地域と協議をします
- 太陽光発電設備を設置するにあたって「太陽光発電施設の適正導入の手引き」や国・県の法規制等を遵守し、森林の環境や景観に影響を及ぼさないように留意します
- 森林の資源を持続的に活用できる事業を検討・展開します
- 竹を利活用する産業化を目指します
- 森林の保全活動等に参加したり、支援したりする企業活動を進めます



春の里山



間伐の行われた植林地



下草刈り



段丘の竹林整備





## 計画の目標 2. まちの緑と農地の保全・活用

公園や庭などのまちの緑や、農地を保全・活用するとともに、有害鳥獣による被害を防止し、まちの緑や農地の恵みを活かします。

### ◆ 具体的な目標（数値目標等）

★ まちづくりプランの施策の成果指標

- 有害鳥獣による被害額の抑制      368 万円（R02 年度） → 294 万円（R11 年度）
- 農業荒廃地の面積      ★      30.1ha（R02 年度実績） → 25.0ha（R11 年度）

### ◆ 具体的な取組み内容

町主体の手だて	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 多面的な機能を持つ農地の維持・保全を進めます</li> <li>■ 人・農地プランの作成を推進します</li> <li>■ 農地の利用集積と規模拡大、法人化等を促進します</li> <li>■ 地域に合った環境にやさしい農業の普及に努めます</li> <li>■ ICT 導入等によるスマート化などにより省力化と生産性の向上を促進します</li> <li>■ 体験型の観光農業や産地ブランドの PR と販路拡大などを支援します</li> <li>■ 市田柿の発祥の里として、安定した生産体制、高付加価値の実現、気候変動適応策の構築に取り組めます</li> <li>■ 次代を担う子どもや若者に対し、農業を職業として選択してもらえるよう魅力や可能性を伝えます</li> <li>■ 里山（山林、竹林）や遊休農地の利用斡旋、参加型農地維持を展開します</li> <li>■ 定年退職者、町外者等を対象とした新規就農者の斡旋をします</li> <li>■ 学童農業体験学習や農業体験型援農体制の充実を図ります</li> <li>■ 有利な補助事業の活用を進めます</li> <li>■ 植栽した大丸山公園北里山を「カブトムシの森」として活用を図ります</li> <li>■ 町民が森林と親しめるよう山吹の「研修センター森の家」を活用します</li> <li>■ 森林ボランティア育成を推進します</li> <li>■ 有害鳥獣による農作物や生活への被害抑制のため、既設防護柵のほか、森林環境の改善と保全を図ります</li> </ul>	産業課

### 町民主体の手だて

- 農地の共同管理を推進します
- 地区計画と地元意見を取り入れた農地管理を行います（集落営農の推進）
- 農作物等の地産地消に努めます
- 遊休農地を貸出しや集約により有効に活用します
- 庭の落葉等を利用して有機堆肥づくりを進めます
- リフレッシュ農園を活用します
- 鳥獣害を防止するために適正な管理を行います

### 事業者主体の手だて

- 会社組織による営農等を検討し雇用の促進を図ります
- 事業としての参入可能性を検討します
- 山野草栽培、摘み取りと料理提供できる農家民宿、公共施設の協力を進めます
- まちの緑や農地の保全活動等に参加したり、支援したりする企業活動を進めます
- 野生鳥獣の適正管理のため、ジビエ<sup>(1)</sup>食材の提供や加工製品等の事業の参入可能性を検討します



田

段丘沿いの水



丸

トによる中学生の農作業体験

山公園育みプロジェクト



<sup>(1)</sup> ジビエは、狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味するフランス語です。ジビエを利用する機会や場所が増えることで、シカやイノシシなど有害鳥獣の駆除につながるものが期待されます。

## 野生鳥獣による農林業被害と対策

### ● 被害を及ぼす野生鳥獣

米や野菜、果実等の食害や苗等の踏み荒らしといった農作物被害、植林した苗木・若木や樹皮の食害等による林業被害を及ぼすのは、カモシカ、シカ、サル、ノウサギ、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン等の哺乳類や、スズメ、カラス、ハト、ムクドリ、ヒヨドリ、カモ類等の鳥類です。

かつて中国では米を食べるスズメを害鳥として大量に駆除しました。その結果、稲の害虫が増えて逆に米の被害が大きくなってしまいました。スズメは稲の害虫も食べてくれる益鳥でもあったわけです。また、ツキノワグマは個体数が他種と比べて圧倒的に少なく、地域によっては絶滅が懸念される一方、人身被害や農林業被害を発生させるなど人との軋轢が問題となっています。そこで長野県では「ツキノワグマの個体群の長期にわたる安定的維持」並びに「人身被害の回避及び農林業被害の軽減」を図ることを目的として「ツキノワグマ保護管理計画」が策定されています。以上のように農林業に被害を及ぼすからといって短絡的に駆除を選択することは避け、生態系のなかでの役割等を考えて被害対策を講ずることが大切です。

### ● 野生鳥獣による農林業被害額

長野県の農業と林業を合わせた野生鳥獣による被害額は、平成 17 年度に約 12 億 8,500 万円であったものがピークの平成 20 年度には約 16 億 3,900 万円まで増加しました。その後、さまざまな野生鳥獣被害対策を行ってきたことにより令和 2 年度には約 7 億 4,100 万円にまで減少しました。農業被害についてみると、平成 17 年度に約 7 億 8,800 万円（うち獣害は約 4 億 9,500 万円）であったものが、ピークの平成 19 年度には約 10 億 400 万円（同約 7 億 2,400 万円）まで増加しましたが、令和 2 年度には約半分の約 4 億 9,500 万円（同約 3 億 2,900 万円）に減少しました（長野県鳥獣対策・ジビエ振興室資料）。

### ● 野生鳥獣の被害対策

野生鳥獣による被害の直接的な原因は生息数の増加です。野生鳥獣が増加した原因としては、廃果実の不適切処理や放置果実等による無意識の餌付け、後継者不足による耕作放棄地の増加、そして林縁の藪等の刈り取りが行われなかったりすることにより農地に近づきやすくなったことが原因です。また、狩猟者の減少による捕獲圧の低下や、人を恐れなくなった個体の増加などさまざまな原因が考えられます。これらの原因が組み合わさって野生鳥獣が増加し被害が発生しています。

野生鳥獣の被害をなくすためには、藪を刈り取ったりして哺乳類を近づきにくくする緩衝帯を設けたり、耕作地の周りに電気柵や防護柵等を設置したり、誘因の原因となる野菜や果実を残さずにすべて収穫したり、生ごみを屋外に放置せず適切に処理したり、近づいた野生鳥獣を煙火等で追い払ったりするといった対策があります。

高森町吉田地区ではソバ・大豆畑のイノシシ、シカ、サルによる被害対策として緩衝帯や防護柵を設置し、牛牧地区ではリンゴを主体とした果樹園でのサルとイノシシによる被害対策として緩衝帯や電気柵を設置したりして集落ぐるみの対策を行い、一部効果をあげています。



鳥獣侵入防止電気柵



有害鳥獣の追い払い煙火



## 計画の目標 3. 生物多様性の確保

自然環境の現況を把握し、地域の生態系<sup>(1)</sup>の保全・再生、貴重な動植物の保護、特定外来生物の駆除等を行い、生物多様性<sup>(2)</sup>の確保に努めます。

### ◆ 具体的な目標（数値目標等）

- 自然環境調査の実施
- 町主催の自然観察会の実施 年 2 回

### ◆ 具体的な取り組み内容

町主体の手だて	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高森町の生物や環境を記録した『高森町の動植物』（令和2年3月）の調査結果の変化を把握するため、専門家による定期的なモニタリングを行います</li> <li>■ 環境の状態を示す指標種<sup>(3)</sup>を選定し、「たかもり生きものしらべ」などの定期的な活動により調査を行います</li> <li>■ 貴重な動植物を保全するための方法や仕組みを検討します</li> <li>■ アレチウリ等の特定外来生物の調査を行い、適切な駆除を進めます</li> <li>■ 外来種に関する情報を提供し、意識の向上を図ります</li> </ul>	環境水道課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共工事では環境への影響を及ぼさない多自然工法や伝統的工法等を採用することを検討します</li> <li>■ 公共施設の駐車場や道路等では透水性舗装の活用を進めます</li> <li>■ 湧水箇所では湧出量が減少する等、湧水に影響が及ぶ行為は禁止します</li> </ul>	建設課



(1) 生態系とは、食物連鎖などの生物間の相互関係と、それを取り巻く大気、水、土壌などの要素が網の目のように相互に関係して作り出される物質循環やエネルギーの流れに支えられる「システム」のことです。互いに関連を持ちながら安定が保たれているため、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもあります。

(2) 生物多様性には、①森林、河川等の多様な生態系が存在すること、②さまざまな動植物の種が多様であること、③同一種のなかに遺伝子が多様であることの3つの多様性があります。さらに生態系が形成する景観の多様性を4つめの生物多様性とすることもあります。

(3) 指標種とは、生物の種によって必要とする環境が異なることから、その生息・生育状況を調べることで環境の状況を知ることができる生物種のことです。たとえば、カワガサ類の幼虫が生息している河川は「きれいで冷たい水」であることを示しています。この他に、生態系の上位にあって行動圏が広い上位種（猛禽類等）、国内外や国内の地域を移動して生息する移動種（ハクチョウ類等）、地域に限定して分布したり地域で保護活動を行っていたりする地域種（ツメレンゲ等）、⑤姿形が美しかったり、興味深い習性をもっていたりすることで多くの市民が関心・共感を寄せたりする象徴種（ゲンジボタル等）も指標種といえます。

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自然の大切さや守り方などを学ぶ小中学生の自然環境教育の充実を図ります</li> <li>■ 身近な自然や貴重な動植物などを保全したりするため、自然愛護団体との連携を図ります</li> </ul>	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貴重植物等の食害や農作物の被害、新型コロナウイルス感染症等の人獣共通感染症を防止するため、野生鳥獣対策を適切に行います</li> </ul>	産業課
<b>町民主体の手だて</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町が主催する「たかもり生きものしらべ」に参加し、動植物の観察を通じて自然環境への関心を深めます</li> <li>■ アレチウリ等の特定外来生物の駆除に参加します</li> <li>■ 園芸植物等は地域に分布を広げて野生植物等に影響を及ぼさないように適正に管理します</li> <li>■ 落葉や食品残さ等の有機堆肥を利用し、地域の物質循環を支えます</li> </ul>	
<b>事業者主体の手だて</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土地の改変等の開発行為を行う場合、計画段階で環境への影響を予測し、保全対策等を検討するなどして環境への影響を抑制します</li> <li>■ 事業所の敷地や所有地等で在来植物を植栽するなどして地域の自然の再生に協力します</li> <li>■ アレチウリ等の特定外来生物の駆除に協力します</li> <li>■ 自然保護学習組織の活動に協力します</li> <li>■ 生態系の保全活動等に参加または支援する企業活動を進めます</li> </ul>	



大島川での水生生物観察会



GAIRAI バスターズによる  
特定外来生物（アレチウリ）の駆除活動

## 身近な自然に侵入する外来種の脅威

### ● 外来種

もともとその地域に生息・生育していなかった動植物のことをいいます。食料（ウシガエル等）、ペット（アライグマ等）、狩猟対象（コウライキジ等）、園芸用（オオキンケイギク等）、牧草（クローバー等）といった目的を持って外国から持ち込まれたものの他に、輸入品等の移動に伴って意図せずに入ってきた外来種（ヒアリ等）もあります。このように外国から入ってきたものを「国外由来の外来種」といいます。これに対し、日本国内であっても、たとえば北海道にもともといなかった生物（カブトムシ等）が本州から入った場合も北海道では外来種となり、これを「国内由来の外来種」といいます。

### ● 外来生物法

外来種のうち生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れのあるものを特定外来生物として指定し、その取扱い等を規制して特定外来生物の防除等を行うことを目的とした法律が「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）です。

### ● 特定外来生物の扱い

特定外来生物に指定されたものについては以下のように規制されます。

- ① 飼育、栽培、保管及び運搬することは原則禁止
- ② 輸入することは原則禁止
- ③ 野外へ放つ、植える及びまくことは原則禁止
- ④ 許可を受けて飼養等する者が飼養等する許可を持っていない者に対して譲渡し、引渡しなどをすることは禁止（販売も禁止）
- ⑤ 許可を受けて飼養等する場合、特定外来生物ごとにあらかじめ定められた「特定飼養等施設」内のみでしか飼養等できない



オオキンケイギク



アレチウリ



オオクチバス



ウシガエル

写真：環境省提供

高森町でみられる主な特定外来生物

## 計画の目標 4. 特色ある景観の保全

森林や河川、段丘林等の自然景観と、人の暮らしや、市田柿栽培等の伝統産業等がつくりだす里山や農村・農地といった高森町の特色ある景観を保全します。

### ◆ 具体的な目標（数値目標等）

★ まちづくりプランの施策の成果指標

● 町内に自慢できる景観スポットがあると答えた町民の割合（アンケート）★  
62.3%（R02 年度実績） → 80.0%（R11 年度）

### ◆ 具体的な取組み内容

町主体の手だて	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土地利用計画及び景観計画に基づいて景観を保全します</li> <li>■ 景観形成住民協定<sup>(1)</sup>の締結を促進します</li> <li>■ 住民参加の河川清掃や草刈り等を実施します</li> <li>■ 公共施設の案内標識等のデザイン・色彩等の統一化を検討します</li> </ul>	建設課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高森町の特色ある景観を活かした魅力あるまちづくりに努めます</li> <li>■ ビューポイントを維持するための取組みを進めます</li> <li>■ 段丘林の竹林伐採等を促進します</li> </ul>	産業課
町民主体の手だて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 景観計画の景観保全及び育成の基準を順守します</li> <li>■ 河川清掃や草刈り等に参加します</li> <li>■ 庭木や生垣等の維持管理を適正に行います</li> <li>■ 柿等の果樹園を適正に管理し、伝統的な農村景観を保全します</li> </ul>	
事業者主体の手だて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川清掃への参加や事業所の敷地の草刈り等を行い、地域景観の保全に貢献します</li> <li>■ 景観計画の景観保全及び育成の基準を順守します</li> <li>■ 事業所や所有地の緑化を進めます</li> </ul>	



<sup>(1)</sup> 景観形成住民協定は地域の優れた景観を守り育て、次世代に引き継いでいくために、地域住民が一定区域の建物の色彩、形態等の外観や緑化等に関し、自主的な目標やルールを定め景観を守る取組みとして締結する協定のことです。長野県景観条例では、平成17年の改正により景観育成住民協定に名称変更しましたが、飯伊地区の協議会等では、景観形成住民協定としていることから、本計画では景観形成住民協定としています。



吉田 月夜平からの集落景観



吉田 農村景観



天竜川（手前）と河岸段丘（中央）



吉田 農村景観



山吹 天竜川の河川景観



## 計画の柱 C 循環型社会の構築と環境負荷の低減

家庭及び事業所のごみの排出量を減らし、再利用・再使用したり修理したりして長く使うことで資源循環型社会の構築を目指します。また、水質・大気等の公害や健康に影響を及ぼす化学物質等がなく安心して暮らせるよう環境負荷の低減を図ります。



### 計画の目標 1. ごみの減量

ごみの発生量を減らす Reduce (リデュース)、再使用する Reuse (リユース)、再生利用する Recycle (リサイクル) の 3R を推進するとともに、1 人 1 日当たりのごみ排出量を 300 g 台、少ない方から全国トップ 10 を目指します。

ごみを減らすためには、発生量を減らす Reduce (リデュース)、再使用する Reuse (リユース)、再生利用する Recycle (リサイクル) の 3R に、過剰包装等を断る Refuse (リフューズ) と修理して使う Repair (リペア) の 2 つを加えた 5R に取り組むことが重要です。

#### ◆ 具体的な目標 (数値目標等)

★ まちづくりプランの施策の成果指標

- 1 人 1 日あたりごみ排出量・全国順位 (少ない方) ★
  - 441g (R01 年度実績) → 399g (R11 年度)
  - 9 位 (R02 年度実績) → 10 位以内 (R11 年度)
- 生ごみ処理機器導入台数累計 2,921 台 (R02 年度) → 3,200 台 (R11 年度)

#### ◆ 具体的な取組み内容

町主体の手だて	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ホームページやごみ分別アプリ、広報等でごみ減量について広報活動を行います</li> <li>■ ごみ処理情報を公開し、減量化に伴う経費節減効果等を周知します</li> <li>■ ごみ減量化に対するインセンティブ (動機付け) のため、ごみ処理の有料化を研究します</li> <li>■ 生ごみ処理機器 (コンポストやボカシ容器等含む) の普及を図るため、購入補助や情報提供を行います</li> <li>■ 小中学生が、ごみ処理について学ぶ機会をつくります</li> </ul>	環境水道課

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地産地消を普及推進し、梱包資材等の削減を図ります</li> <li>■ プラスチック系資材の削減を推進します</li> </ul>	産業課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 庁内 WEB 掲示板、回覧板、電子メール等を積極的に活用し、情報の共有・電子化を図り、紙の節約に努めます</li> </ul>	総務課
町民主体の手だて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 商品を買うときは、ごみ減量を意識し、本当に必要なのかを考えて購入します</li> <li>■ 同じ商品でも長く使える商品を選択します</li> <li>■ レンタルすれば済むものは、レンタルを利用します</li> <li>■ マイバックを使用し、過剰な包装を断り、簡易包装や無包装を選択します</li> <li>■ 食品・食材の賞味期限・消費期限切れに注意し、野菜等の調理残さを食材として利用し、「てまえどり<sup>(1)</sup>」や「30-10 運動<sup>(2)</sup>」を実践して食品ロスを減らします</li> <li>■ 生ごみ処理器等を活用したり、水を切ったりして生ごみの減量化を進めます</li> <li>■ リサイクル製品・製品寿命の長い製品を積極的に使用します</li> </ul>	
事業者主体の手だて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ インターネット等を利用して宣伝広告を行い、紙の使用を控えます</li> <li>■ 過剰包装をやめ、簡易包装や無包装等を進めます</li> <li>■ マイバック等の普及に協力し、プラスチック類の発生量を抑制します</li> <li>■ 製品寿命が長い製品等の開発を進めます</li> <li>■ 土木建築で使用する原材料の使用量を適正に管理してごみの発生量を減らします</li> <li>■ 賞味期限・消費期限を適正に管理し、流通や販売等の過程で発生する食品ロスを削減します</li> <li>■ 30-10 運動に協力して食べ残しをなくすなどして食品ロスを減らします</li> </ul>	



柿渋染めを使ったマイバックづくり



(1) てまえどりは、商店の商品棚等の手前にある食品や食材等を選ぶ取組みです。てまえどりすることにより賞味期限・消費期限を過ぎることなく消費できるため、食品ロスの発生を抑制することができます。

(2) 30-10 運動は、会食等では料理を適量注文し、開始後 30 分間は席をたたずに料理を楽しみ、終了前 10 間は自分の席に戻って料理を食べることにより食べ残しを減らす取組みです。

## 計画の目標 2. 資源循環の推進



先進的なごみの分別回収、再資源化する取組みをさらに充実し、町民や事業者の協力により、資源循環を推進します。

### ◆ 具体的な目標（数値目標等）

★ まちづくりプランの施策の成果指標

● リサイクル率	25.6% (R01 年度実績) → 40.0% (R11 年度)
● ごみ分別アプリ「さんあ〜る <sup>(1)</sup> 」の登録者数 ★	998 人 (R02 年度実績) → 1,900 人 (R11 年度)

### ◆ 具体的な取組み内容

町主体の手だて	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の登録者を増やし、適正なごみの分別を徹底します</li> <li>■ リサイクルや分別収集の手順等について説明会や学習会を実施します</li> <li>■ 定期的に町民参加のリサイクル施設視察を実施します</li> <li>■ より利用しやすい分別区分、収集サイクル、収集場所等を検討します</li> <li>■ リサイクル情報（どのように処理されているかなど）をケーブルテレビ等で発信します</li> </ul>	環境水道課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共工事におけるリサイクルや建設廃材の分別等を進めます</li> </ul>	建設課
町民主体の手だて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ごみ分別アプリ「さんあ〜る」への登録に協力し、適正なごみの分別を実践します</li> <li>■ 資源物のリサイクルや分別を徹底します</li> <li>■ リサイクル製品を積極的に利用します</li> <li>■ 修理できる製品等は修理して長く使用します</li> <li>■ フリーマーケット<sup>(2)</sup>等を活用して不用品を提供したり入手したりしてリユースを進めます</li> </ul>	



(1) ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は、ごみ収集日やごみ・資源物の分け方・出し方、ごみ持ち込み施設等に関する情報を知ることができるスマートフォンのアプリです。

(2) フリーマーケットにはオンライン上で不用品等を交換したり売買したりする仕組みもあり、手軽さが支持されて利用者が増えています。



### 計画の目標 3. ごみの適正処理



ごみのポイ捨てや不法投棄、不法な野焼き等を防止するための対策や意識啓発を進め、廃棄物の適正処理を徹底します。

#### ◆ 具体的な目標（数値目標等）

● 不法投棄件数（県報告 10kg 以上） 年 10 件以内

#### ◆ 具体的な取組み内容

町主体の手だて	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 道路や河川等のごみのポイ捨てや不法投棄を防止するための看板設置、監視カメラの設置、監視員の巡回を実施します</li> <li>■ 町内一斉ごみゼロ運動を実施します</li> <li>■ 町民と事業者による町内美化活動を推進します</li> <li>■ 家庭焼却や野焼きの改善・啓発をケーブルテレビ等で行います</li> <li>■ ペットの糞の持ち帰りを啓発します</li> <li>■ 業界団体等に廃棄物の適正処理を呼びかけます</li> </ul>	環境水道課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林等への看板設置やパトロール等により不法投棄を防止します</li> </ul>	産業課
町民主体の手だて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ごみは町の規定に従って適正に処理します</li> <li>■ 不法投棄を見つけた場合は、役場や警察に連絡します</li> <li>■ 町内一斉ごみゼロ運動に参加します</li> <li>■ 道路や河川等のごみ拾い等の地域行事に参加します</li> <li>■ 野焼きによるごみの不法処理を行いません</li> <li>■ ペットの散歩の際、糞を持ち帰り後始末をします</li> </ul>	
事業者主体の手だて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 廃棄物は、マニフェスト制度<sup>(1)</sup>など関係法令などに従って適正に処理します</li> <li>■ 自動販売機所有者の缶やペットボトルの分別を実施します</li> <li>■ 未利用材、端材の有効利用、ペレット等のバイオマス燃料化を進めます</li> </ul>	



<sup>(1)</sup> マニフェスト制度は、産業廃棄物の処理を委託する際、産業廃棄物の名称、運搬業者名、処分業者名等を記したマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、産業廃棄物が適正に処理されていること確認する制度です。

## 計画の目標 4. 安全・安心な生活環境の維持



町や町民、事業者は水質汚濁や大気汚染等の公害や人の健康や自然環境へ影響を及ぼす恐れのある化学物質等の排出の防止に努め、安全・安心な生活環境を維持します。

### ◆ 具体的な目標（数値目標等）

- 町内河川 39カ所の BOD 水質判定      類型 A の 100%達成

### ◆ 具体的な取組み内容

町主体の手だて	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 定期的な河川の水質調査を継続します</li> <li>■ 下水道未接続世帯への接続を促します</li> <li>■ 個人浄化槽法定点検を完全実施します</li> <li>■ 騒音調査を継続的に実施します</li> <li>■ 有害な化学物質の流出等の緊急時の体制を整備します</li> <li>■ 新たな問題が発生した場合、早急に調査・情報収集を行います</li> <li>■ 環境や健康に配慮した洗剤等の商品の情報を提供します</li> <li>■ 犬の登録・狂犬病予防注射の実施及び適正飼養を促します</li> <li>■ 「高森町猫の愛護及び地域との共生に関する基準」に基づき、適正飼養を促します</li> </ul>	環境水道課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川愛護を推進します</li> </ul>	建設課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 海洋プラスチック問題に対し、生分解性プラスチック系資材の利用を推進します</li> <li>■ 畜舎消毒の徹底を図り、ハエ等の発生を防ぎます</li> </ul>	産業課
町民主体の手だて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家庭雑排水による河川等の汚染を防止します</li> <li>■ 下水道への接続を進めます</li> <li>■ 浄化槽は定期的に点検し適正な管理に努めます</li> <li>■ 環境や健康に配慮した洗剤等の商品を選択します</li> <li>■ 海洋プラスチック問題の原因となるプラスチック製品の削減に協力します</li> <li>■ 化学肥料・農薬の適正使用に努めます</li> <li>■ 不法な野焼きによる煙害をなくします</li> <li>■ 犬や猫等の愛玩動物は責任を持って飼育し、適正に管理します</li> </ul>	

## 事業者主体の手だて

- 河川水等を利用する際には、取水量を適正に管理します
- 地下水を利用する際には汲上げ量を適正に管理します
- 下水道への接続を進めます
- 公害防止装置の適正な管理を行い、排水や排ガスの環境基準を順守します
- 海洋プラスチック問題に対し、生分解性プラスチック系製品の使用を進めます
- 低騒音・低振動型の機械・重機を使うなど、騒音・振動の発生を抑制します
- 臭気の発生が予測される際には臭気の発生防止に努めます
- 家畜ふん尿等を適正に処理します



天竜川の河岸に流れ着いた  
ペットボトルや廃プラスチック類のごみ

### ● プラスチックの功罪

人は木や草、革等の生物資源、鉄や銅等の鉱物資源といった自然界にある資源を利用して生活用品や工業製品等をつくってきました。20世紀中頃に新しい人工素材として登場したのがプラスチックです。プラスチックは軽くて割れにくく、加工しやすく、しかも安価であることから急速に普及し、プラスチック製品を使ってすぐに廃棄するという消費・廃棄型の暮らしが始まりました。

生活や産業に深くかかわっているプラスチックですが、がんを誘発したり、環境ホルモンとして体内のホルモンの正常な働きを乱したりするなどの、人体や生態系等への影響が懸念されています。さらに近年は、ウミガメがプラスチック製の漁網にからまったり、アホウドリ等の水鳥がペットボトルのキャップ等を食料と間違えて食べて死んでしまったりするなど海洋生物への影響が世界各地で報告されるようになり、プラスチックの新たな環境問題として注目されています。

そのため、プラスチックによる人体や生態系等への影響に関して国等の公的機関から信頼できる情報を得て、プラスチックを使用する場合は賢く選択し、プラスチックの使用量を減らすことを心がけることが大切です。

### ● やっかいなマイクロプラスチック

適切な処理がなされなかったプラスチック製の生活用品や産業用資材等が河川を流れ下って海に流れ込み、プラスチックごみとなります。プラスチックごみは、海洋を漂ううちに劣化したり破碎されたりしてマイクロプラスチックと呼ばれる5mm以下の細片になります。また、歯磨きや洗顔料、化粧品等の生活用品等のなかには小さなビーズ状のプラスチック（マイクロビーズ）が入っているものもあります。このマイクロビーズや、プラスチック製品を製造するための原料である米粒大のプラスチック粒（レジンペレット）が流出したりしてマイクロプラスチックとなります。

九州大学他の研究によると、プラスチックごみがこのまま増え続けた場合、日本周辺や北太平洋中央部等の海洋上層でのマイクロプラスチックの重量濃度が令和12年までに現在の約2倍、令和42年までには約4倍となると予測されています。

マイクロプラスチックは海洋を漂うプランクトンのように見えるため、プランクトンと間違えて食べた小魚の体内に蓄積されます。そして、その小魚を大きな魚が食べ、その魚を人が食べると人の体内にも蓄積されることとなります。やっかいなのは、マイクロプラスチックは表面にポリ塩化ビフェニール（PCB）等の化学物質を吸着することから、マイクロプラスチックを通して化学物質が魚等の体内に蓄積され、その魚等を食べた人の体内に蓄積され、健康被害が発生する懸念があることです。

### ● プラスチックごみ対策

プラスチックごみの発生量を減らすためには、不要なプラスチック製品を買わない、不要な包装等を断る、マイバックやマイボトルを使う、洗剤等は詰め替え製品を使う、ポイ捨てはしないなど、身近にできることがたくさんあります。どうしても発生してしまったプラスチックごみは、町や店舗等の回収ルートを通して適正に処理することが大切です。

長野県ではプラスチックと賢く付き合う「信州プラスチックスマート運動」を展開しています。高森町も構成員となっている「南信州プラスチックスマート推進協議会」では、官民協働で地域が一体となってプラスチックの減量化や資源化、代替品への転換といったプラスチックと賢く付き合う生活スタイルを実践するために「南信州プラスチックスマート推進宣言」（令和2年10月）を掲げました。

高森町は遠州灘に注ぐ天竜川の上流に位置していることから、海に流れ出るプラスチックごみを減らして海洋の環境を守る取組みを進めることが大切です。



## 計画の柱 D 環境に配慮した人材の育成

地域の自然や動植物に触れることで環境への意識を高め、環境を保全する取組みを実践し、将来世代へ優れた地域の環境を継承することができるように、子どもの環境教育とともに大人の環境学習を進め、環境に配慮した人材を育成します。



### 計画の目標 1. 子どもの環境教育の推進

子どもが自然に触れて自然の大切さを知ること、環境保全活動に取り組むことができるように、家庭や学校、地域で環境教育を推進します。

#### ◆ 具体的な目標（数値目標等）

- 小中学校と連携して行う環境教育の回数 年 5 回
- 『高森町の動植物』を活用した自然観察会の開催 年 2 回

#### ◆ 具体的な取り組み内容

町主体の手だて	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 動植物、リサイクル、地球温暖化等に関する環境教育を小中学校と連携し、環境に対する意識の高揚を図ります</li> <li>■ ごみゼロ運動における小中学生の積極的な参加を呼び掛けます</li> <li>■ 環境施設見学会を実施します</li> </ul>	環境水道課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 畑（学級園）を活用します</li> <li>■ クリーンセンター等の見学を行います</li> <li>■ 地域の山地や河川等での自然観察や水田・畑での農作業体験を進めます</li> <li>■ 学校・園庭に環境学習の場となるビオトープ<sup>(1)</sup>をつくって活用することを検討します</li> </ul>	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 植樹祭等の子どもが参加できる行事を実施します</li> </ul>	産業課



<sup>(1)</sup> ビオトープは、ギリシャ語の Bio（生き物）と Topos（場所）を合わせた造語で、バランスのとれた生態系が成り立っている空間のことをいい、ドイツで自然環境を活かした都市計画の用語として用いられたことから、ドイツ語読みのビオトープが使われています。ビオトープは本来その地域にある“良質な身近な自然”を指しますが、小中学校や保育所等の敷地内に人工的に地域の自然を再生して、環境教育等に利用する学校・園庭ビオトープが全国各地で増えています。

### 町民主体の手だて

- 町が主催する環境学習や体験会、ごみゼロ運動等に子どもの参加を促します
- 環境保全標語の募集を行います
- 家庭内で環境について話し合いを行い、行動します
- 子どもの手本となるように親や地域の人が率先して環境保全等に取り組めます

### 事業者主体の手だて

- 学校等での環境学習に協力します
- 工場見学等の環境学習に協力します
- 農作業や工作等の体験学習に協力します



子どもたちのサワガニとり



冊子『高森町の動植物』を活用した小学校の自然環境学習会

## 計画の目標 2. 大人の環境意識の向上

地域の団体や公民館等の環境に関する学習会や環境保全の取組みに参加し、環境保全のための意識の向上を図ります。

### ◆ 具体的な目標（数値目標等）

- 広報・ホームページ等への情報発信件数 年 10 回

### ◆ 具体的な取組み内容

町主体の手だて	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境意識を高めるための学習の機会を提供します</li> <li>■ ごみの分別方法・出し方のルール等を周知徹底します</li> <li>■ ごみの再利用により生まれた商品の紹介と利用促進を行います</li> <li>■ 環境の日を設定します</li> <li>■ 町内の環境に関する活動団体との連携強化を図ります</li> <li>■ 環境に関する情報発信に努めます</li> </ul>	環境水道課
町民主体の手だて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公民館活動等の地域の環境学習に参加します</li> <li>■ マイバックの持参や簡易包装・無包装等のごみの減量化のために 5R<sup>(1)</sup>を進めます</li> <li>■ 地域で環境に関する活動団体を立ち上げて、自主的な環境保全や啓発活動を行います</li> <li>■ 環境に関する情報を収集し、適正に行動します</li> </ul>	



<sup>(1)</sup> 5Rは、ごみの発生量を減らす Reduce（リデュース）、再使用する Reuse（リユース）、再生利用する Recycle（リサイクル）の3Rに、過剰包装等を断る Refuse（リフューズ）と修理して使う Repair（リペア）の2Rを加えた5つの取組みです。

## 事業者主体の手だて

- 地域の環境学習に参加・協力します
- ISO14001 や“南信州いいむす 21”、エコアクション 21 といった環境マネジメント制度を活用します
- 環境に関連する技術や事業所での取組みを積極的に発信します
- 社員の環境意識を向上させる取組みをします
- 職場で環境保全グループを立ち上げて、自主的な環境保全や啓発活動を行います
- SDGs（持続可能な開発目標）の 17 の目標の達成に向けて事業活動に取り組みます



ごみ減量エコバスツアーによる資源回収状況の見学



松岡城址で実施した春の野鳥観察会

## 日常生活のなかでごみを減らす 5R

便利な製品やサービスにより快適な生活を送ることができる一方、大量消費して廃棄するという社会は公害問題を発生させたり、生活の基盤である環境に影響を及ぼしたりしてきました。そのため、大量消費・廃棄型社会から持続可能な循環型社会に変えていく必要があります。

私達ができる取組みのひとつが日常生活のなかでごみの発生を減らし、資源を有効利用するための3Rに2つのRを加えた“5R”の取組みです。以下は5Rの取組み例を示したものです。

### ①減らす Reduce（リデュース）

- ① エコバックやマイボトルを利用してレジ袋やペットボトルを減らす
- ② 生ごみの水を切って回収に出すごみの重量を減らす
- ③ 製品等は適量を購入して使い切る
- ④ 食材の残りや食べ残し等の食品ロスを減らす
- ⑤ 短期間の使用であれば知人に借りたりレンタル店を利用したりする

### ②再使用する Reuse（リユース）

- ① 新聞紙を包装用紙等の別用途で使う
- ② 洗剤等は詰め替え商品を使用して容器を再使用する
- ③ ビール瓶等のリターナブルビンを使用する
- ④ 不要になってもまだ使用できる製品等をフリーマーケットやリサイクルショップに出す
- ⑤ 成長して着られなくなった子供服や使わなくなったおもちゃ等は、兄妹でおさがりとして使ったり、友達に譲ったりして使う

### ③再生利用する Recycle（リサイクル）

- ① 廃棄する際にリサイクルしやすい製品を選んで使用する
- ② 紙、ペットボトル、アルミ等の資源物を分別して出す
- ③ 使わなくなったパソコンやテレビ、冷蔵庫、エアコン等は指定の方法で出す
- ④ 買い換えた携帯電話等は回収品として出す
- ⑤ 古布を使って鞆をつくるなど付加価値の高い製品につくり変える（アップサイクル）
- ⑥ 生ごみを堆肥化して有効利用する

### ④断る Refuse（リフューズ）

- ① 商品の過剰な包装を断る
- ② 使用しない製品や寿命の短い製品を勧められても断る
- ③ 不要なチラシや製品サンプルは断る
- ④ 弁当等に不要な割箸や調味料がついていれば断る

### ⑤修理する Repair（リペア）

- ① 壊れた家電製品や家具でも修理できるものは修理して長く使う
- ② 電池を交換して使える製品は電池交換して長く使う
- ③ 破れたりした服も縫ったりして長く使う

■具体的な数値目標の一覧、設定根拠

計画の柱	計画の目標	具体的な目標（数値目標等）	目標の根拠
A 2050年ゼロカーボンニュートラルの実現			
1. 地球温暖化の防止			
	本町の二酸化炭素排出量の削減 83.2千t-CO2/年（H25年実績） → 46.4千t-CO2/年（R11年度）	R4年度策定予定の高森町地球温暖化防止 実行計画（区域施策編）により算出	
	町役場庁舎等の二酸化炭素排出量の削減 3.6千t-CO2/年（H25年実績） → 2.2千t-CO2/年（R11年度）	高森町地球温暖化防止実行計画（事務事業 編）により算出	
2. 省エネルギーの推進			
	環境にやさしい生活を心がけたり実践したり している町民の割合（アンケート） 78.6%（R02年度）→ 85.0%（R11年度）	過去調査時（H28:60.9%、H29:78.5%、H30: 83.4%、R01:77.4%）からの増加をめざす	
3. 再生可能エネルギーの利用拡大			
	太陽光発電システム補助累計 671世帯（R02年度）→ 1,000世帯（R11年度）	再エネ導入戦略より 1年間に60世帯へ設置	
	太陽熱温水器設置累計 47件（R02年度）→ 90件（R11年度）	再エネ導入戦略より 5件/年×9年≒43件の増加をめざす	
	小水力発電施設の導入 3件	再エネ導入戦略より 新規の導入をめざす	
	バイオマスエネルギー利用機器設置累計 50件（R02年度）→ 100件（R11年度）	再エネ導入戦略より 6件/年×9年≒50件の増加をめざす	
B 自然環境の保全と生物多様性の確保			
1. 森林の保全・活用			
	高森町森林経営計画（主に中央自動車道より上 段域）に基づく整備済累計面積割合 14.0%（R02年度）→ 23.2%（R11年度）	担当課の第7次まちづくりプランより 町森林整備計画より設定	
	段丘林整備面積の累計割合 3.0%（R02年度）→ 13.5%（R11年度）	担当課の第7次まちづくりプランより 町森林整備計画より設定	
2. まちの緑と農地の保全・活用			
	有害鳥獣による被害額の抑制 368万円（R02年度）→ 294万円（R11年度）	20%の減少を目指す	
	農業荒廃地の面積 30.1ha（R02年度）→ 25.0ha（R11年度）	担当課の第7次まちづくりプランより	
3. 生物多様性の確保			
	自然環境調査の実施	総合的な自然環境調査の実施	
	町主催の自然観察会の実施 年2回	水生物観察会などの『高森町の動植物』を活 用した自然観察会を予定	
4. 特色ある景観の保全			
	町内に自慢できる景観スポットがあると答 えた町民の割合（アンケート） 62.3%（R02年度）→ 80.0%（H11年度）	第7次まちづくりプランより過去調査時（H28: 67.4%、H29:61.0%、H30:63.1%、R01:55.5%） からの増加をめざす	

計画の柱	計画の目標	具体的な目標（数値目標等）	目標の根拠
C 循環型社会の構築と環境負荷の低減			
1. ごみの減量			
	1人1日あたりごみの排出量 全国順位（少ない方） 441g（R01年度）→399g（R11年度） 9位（R02年度）→10位以内（R11年度）	担当課の第7次まちづくりプランより	
	生ごみ処理機器等導入台数累計 2,921台（R02年度）→3,200台（R11年度）	30台/年×9年≒279台の増加をめざす	
2. 資源循環の推進			
	リサイクル率 25.6%（R01年度実績）→40.0%（R11年度）	分別の見直しにより、過去実績をめざす	
	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の登録者数 998人（R02年度）→1,900人（R11年度）	担当課第7次まちづくりプランより設定 年間100人の増加をめざす	
3. ごみの適正処理			
	不法投棄件数（県報告10kg以上） 年10件以内	過去実績（H29:22件、H30:17件、R01:39件、 R02:21件）からの減少をめざす	
4. 安全・安心な生活環境の維持			
	町内河川39カ所のBOD水質判定 類型Aの100%達成	全地点での達成はできていないため、全地点 達成をめざす	
D 環境に配慮した人材の育成			
1. 子どもの環境教育の推進			
	小中学校と連携して行う環境教育の回数 年5回	南北小学校で、自然環境や地球温暖化などの 学習会を実施する	
	『高森町の動植物』を活用した自然観察会の 開催 年2回	水生物観察会などの『高森町の動植物』を活用 した自然観察会を予定	
2. 大人の環境意識の向上			
	広報・ホームページ等への情報発信件数 年10回	ホームページやケーブルテレビを活用したわか りやすい広報を実施する	